

職業紹介事業に係る手数料に関する事項

事業者名：株式会社ファブリカコミュニケーションズ
代表者名：谷口 政人

当事業所において徴収する紹介手数料については、以下の通り届け出を行っております。

1. 紹介手数料の額

(1) 求人者から徴収する紹介手数料

① 期間の定めのない雇用契約の場合

- 手数料額：当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の35%、または1,000,000円のいずれか高い方の額（消費税別）

② 期間の定めのある雇用契約の場合

- 手数料額：当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の35%、または1,000,000円のいずれか高い方の額（消費税別）

③ 返金規定

- 紹介した人材が自己の都合により退職した場合、以下の通り手数料を返金いたします。
 - 入社後1か月未満で退職した場合：紹介手数料の80%相当額
 - 入社後3か月未満で退職した場合：紹介手数料の50%相当額
 - 入社後6か月未満で退職した場合：紹介手数料の10%相当額

(2) 求職者から徴収する紹介手数料

- 手数料額：徴収いたしません（0円）

2. 手数料の徴収時期

採用決定後、入社日をもって請求書を発行いたします。

3. その他特記事項

- 紹介先企業が非公開の場合には、求職者に対し事前に詳細な説明を行います。
- 職業紹介以外のサービス（コンサルティング等）については、別途契約に基づきます。

揭示日：2025年12月26日